

IASB 公開草案「金融商品：予想信用損失」の概要

有限責任 あずさ監査法人

IFRS 本部 シニアマネジャー 中川 祐美

国際会計基準審議会（以下「IASB」という）は、2013年3月7日、公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「本公開草案」という）を公表しました。本公開草案では、現行のIAS第39号における発生損失アプローチと異なり、予想損失アプローチを提案しており、信用損失の認識遅れへの対応および会計処理の複雑性の低減を図っています。本公開草案に対するコメントの締切りは2013年7月5日です。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



なかがわ ひろみ
中川 祐美

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
シニアマネジャー

【ポイント】

- 提案された減損モデル（以下「予想信用損失モデル」という）は、現行のIAS第39号における発生損失アプローチと異なり、信用事象の発生ของ如何にかかわらず、各報告期間末日時点で予想される将来の信用損失を計上する予想信用損失アプローチに基づく。
- 純損益を通じて公正価値で測定される資産（FVTPL）として会計処理される以外のすべての金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に、単一の減損の規定を適用する。
- 予想信用損失モデルにおいては、金融資産の信用の質の変化に応じて、「12ヶ月の予想信用損失」または「残存期間にわたる予想信用損失」に基づいて、予想信用損失に係る引当金が測定される。
- 利息収益の算定方法が提案されており、利息収益の不計上は認められない。
- 売掛債権およびリース債権については、簡素化アプローチが認められる。
- 減損規定を含むIFRS第9号の適用時期は2015年1月1日が予定されているが、この実現可能性に関してもコメントが募集されている。

I 背景

2008年の金融危機後、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の規定による金融資産の減損の会計処理が問題視されてきました。“Too little, too late”、すなわち、損失事象が特定されるまで減損損失の認識が行われず、また、金融資産の分類により異なる減損規定が適用されるためその処理が複雑であるという懸念です。信用損失の認識遅れに対応し、また、会計処理の複雑性を低減するため、IASBは、IAS第39号の見直しを行うプロジェクトにおいて、2009年11月に公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（ED/2009/12）（以下「2009年公開草案」という）を公表しました。

2009年公開草案は、金融資産の減損の測定アプローチを現行の発生損失アプローチから予想信用損失アプローチへ変更すること、当初認識時の予想信用損失を実効金利の一部として反映すること（当初認識時に利得または損失を認識することなく、当初に見積もられた予想信用損失の分だけ実効金利が引き下げられる）、当初認識後の減損損失の見積りの変動はただちに純損益に計上すること、を提案しました。市場関係者は予想信用損失アプローチを支持しましたが、2009年公開草案が提案するモデルの実務上の適用可能性に関する懸念も示されました。これらの懸念への対応、ならびに米国会計基準とのコンバージェンスへの強い要請を受け、IASBは2011年1月に米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という）と共同で公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の補足」（以下「補足文書」という）を公表しました。

補足文書では、オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の予想信用損失の認識に焦点を当て、金融資産を企業の信用リスク管理に基づきGood bookとBad bookに区分し、異なる測定モデルを適用すること、そして、信用損失の見積りおよびその期間配分と実効金利の計算を分離（decoupling）することが提案されました。

IASBとFASBはその後、補足文書に寄せられたコメントおよび減損モデルの他の側面について審議を行い、2012年7月まで、信用の質の変化に応じて異なる測定目的を有するモデルを共同で開発してきました。IASBはこの議論を踏襲し、本公開草案を公表しており、そのコメントの締切りは2013年7月5日です（図表1参照）。

しかし、FASBは、そのモデルの実務上の適用可能性、監査可能性および理解可能性に関する米国の市場関係者の懸念を受けて、代替的な減損モデルを開発することを決定し、2012年12月20日に会計基準更新書（Accounting Standards Update, ASU）案「金融商品：信用損失」を公表しました。FASBの減損モデル案は、信用損失をより適時に認識することを目的とし、すべての対象商品について、残存期間にわたる予想信用損失を引当計上するという点で、共同での審議に基づいた信用の質の変化に応じて異なる測定目的を有するIASBの予想信用損失モデルと大きく異なっています。

IASBとFASBは、それぞれの提案に関するコメントを共同で審議し、2つの予想損失モデルをより整合させることが可能か否かについて、検討する予定です。

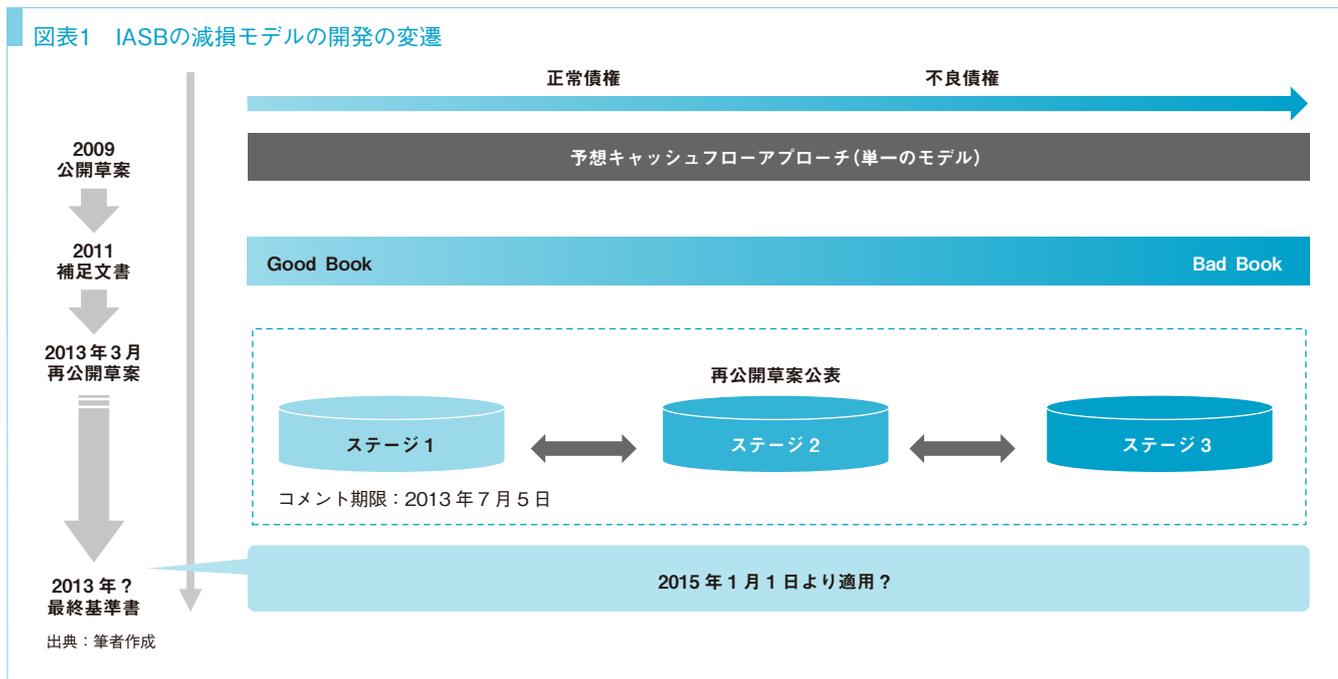
II 提案の概要

1. 予想信用損失モデル

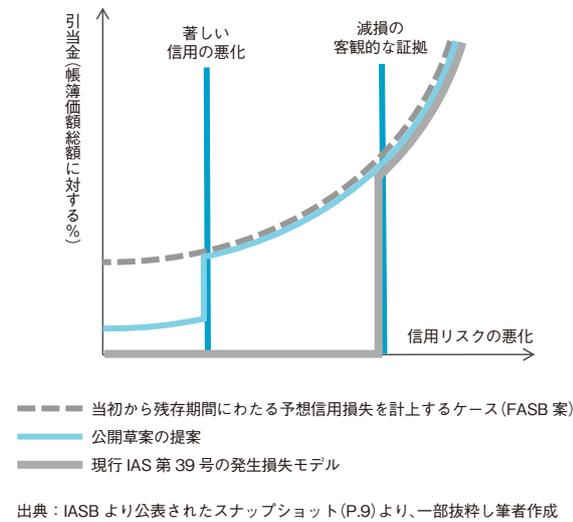
本公開草案で提案されている予想信用損失モデルにおいては、信用事象の発生の如何にかかわらず、各報告期間末日時点において将来回収することができないと予想される契約上のキャッシュフローを割り引いて信用損失を算定します。見積りの変更はすべて純損益に計上します。当初認識時からの信用の質の変化の状況に応じて、まず今後12ヵ月にわたる予想信用損失を認識し、著しい信用の悪化がある場合には残存期間にわたる予想信用損失のすべてを認識します。このため、発生損失モデルよりも早期に損失が認識されることになります（図表2参照）。

IASBは、減損に関するプロジェクトを通じて、信用損失の当初の見積りと商品の価格付けの関係性を反映しようとしていました。2009年公開草案では、この関係性を最も適切に反映するために、金融資産の当初認識時点で実効金利に予想信用損失を織り込み、その後の見積りの変動を純損益に計上することを要求していましたが、これについては、実務への適用可能性に懸念がありました。財務諸表において予想信用損失を忠実に表すことと実務上の適用コストや複雑性を排除することとの適切なバランスを目指した結果、本公開草案においては、一部の金融商品については残存期間にわたる予想信用損失の認識を要求し、それ以外の金融商品については残存期間にわたる予想信用損失の一部分である12ヵ月の予想信用損失の認識を要求するモデルを提案しています。

図表1 IASBの減損モデルの開発の変遷



図表2 予想信用損失モデルと発生損失モデル



2. 適用範囲

本公開草案は、償却原価で測定される金融資産や償却原価情報が財務諸表に含まれるその他の包括利益を通じて公正価格で測定する (FVOCI) 金融資産、それらと同様に信用リスク管理の対象となる商品 (金融保証やローンコミットメント) にも適用されます (図表3参照)。

3. 予想信用損失の認識および測定

(1) 原則的アプローチ

① 予想信用損失の認識

本公開草案では、当初認識後の金融商品の信用の質の変化に応じて、異なる測定方法を提案しています。

当初認識後、報告期間末日において、予想信用損失は以下のいずれかで算定されます。

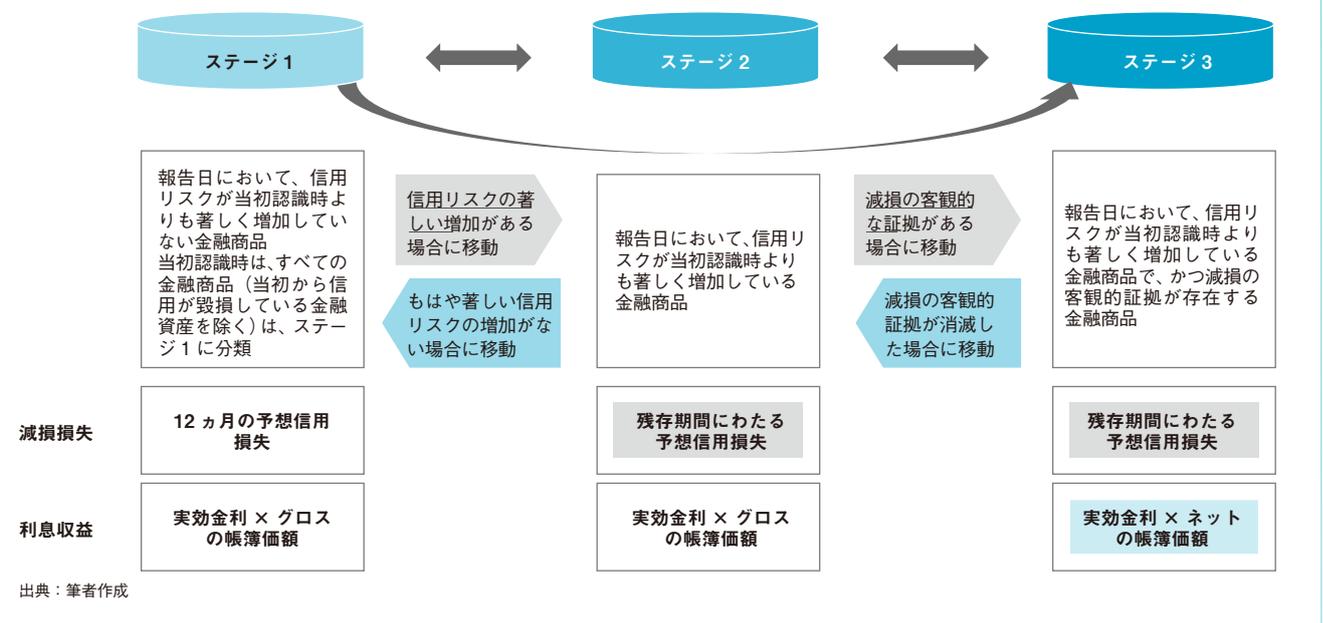
- 金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していない場合 (ステージ1) には、「12 ヶ月の予想信用損失」
- 金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加している場合 (ステージ2およびステージ3) には、「残存期間にわたる予想信用損失」

図表3 公開草案「金融商品: 予想信用損失」の適用範囲

IFRS 第 9 号「金融商品」に従って、償却原価で測定される金融資産
公開草案「分類及び測定: IFRS 第 9 号の限定的な改訂案」(ED/2012/4) に従って、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することが強制される (FVOCI) 金融資産
信用を供与するという現在の契約上の債務があるローン・コミットメント (IFRS 第 9 号に従って、純損益を通じて公正価値で測定されるものは除く)
IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約 (純損益を通じて公正価値で測定されるものは除く)
IAS 第 17 号「リース」の適用範囲に含まれるリース債権 (2013 年 5 月に公表されたリースの公開草案に従って認識されるリース債権を含む)

IASBは信用の質の悪化の度合いをステージという用語で説明しています。それぞれの区分における予想信用損失と利息収益 (詳細は後述) の会計処理は、図表4のようにまとめられます。

図表4 原則的アプローチの概要



(i) 残存期間にわたる予想信用損失の計上のタイミング

残存期間にわたる予想信用損失の計上が求められるのは、金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加している場合（ステージ1からステージ2またはステージ3に移動する場合）で、その評価には、損失額の大きさではなく、金融商品の不履行の確率（probability of a default）の当初認識時からの変動が用いられます。不履行の確率の変動が「著しい」か否かは当初認識時の信用の質に応じて異なるため、本公開草案では「著しく」を定義してはおらず、企業の判断で定義付けを行わなければなりません。

金融資産の不履行の確率が当初認識時よりも著しく増加したか否かを判断するにあたり、現時点における不履行の確率をその資産の当初認識時の不履行の確率と比較するケースでは、特定の変動幅（例えば2%の変動）を著しいと定義することは必ずしも適切ではありません。これは不履行の確率は残存期間が長ければ高くなるため、異なる残存期間に対して同一の変動幅を適用することは妥当ではなく、かつ、当初認識時の不履行の確率のレベルにより「著しく増加」の判断が異なることが想定されるためです。例えば、不履行の確率の2%の変動は、当初の不履行の確率が20%の資産において発生するよりも、当初の不履行の確率が5%の資産において発生する方が、より著しい変動であると判断されます。

企業は各報告期間の末日に、信用リスクが著しく増加したか否かの評価を行います。信用リスクが著しく増加した金融商品は図表4のとおり、12ヶ月の予想信用損失の測定区分から残存期間にわたる予想信用損失の測定区分へ移動します。逆に信用リスクの著しい増加が解消された場合には、12ヶ月の損用損失の測定区分へ戻ることになります。

(ii) 信用リスクが低い場合の除外規定

報告期間末日における金融商品の信用リスクが低い場合は、残存期間にわたる予想信用損失を認識する対象とはしないという除外規定があります。以下の2つを満たす場合には、信用リスクが低い、とされます。

- ・ 不履行が差し迫っていないこと
- ・ 不利な経済状況または環境の変化が生じたとしても、その影響は最大でも借手の契約上のキャッシュフローを支払う義務を果たす能力が弱まる程度であること

この除外規定は、信用リスクの低い金融商品について、信用の質の悪化に関する評価を実施する複雑性とコストを軽減させるためのものです。信用リスクが低いとされる例として、貸付金の内部格付けが外部格付けの「投資適格（investment grade）」と同等である場合が挙げられています。

(iii) 評価のために用いる情報

信用リスクの著しい増加が生じたか否かを評価するために、

企業は過度なコストおよび労力を要せずに入手可能な最善の情報をすべて検討しなければなりません。公開草案は、信用リスクの著しい増加が生じたか否かを評価する際に、様々な種類の情報を利用することを認めています。これにより、高度な信用リスク・システムを有する企業は入手可能な精緻な情報を利用することができます。一方、より単純なシステムおよびプロセスを有する企業はその入手可能な情報に基づき判断することになると考えられます。その結果、金融商品を残存期間にわたる予想信用損失の測定区分に移動させるタイミングは、企業が著しいとみなす信用リスクの増加の定義だけでなく、企業のシステムおよびプロセスの精度によっても決定されることとなります。

(iv) 延滞期間に基づく判断

過度なコストおよび労力を要せずに借手特有の情報を他に入手することができない場合には、契約で定められた支払期限を30日超過した場合に金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増加している、とする推定が規定されています。延滞期間を残存期間にわたる予想信用損失を認識するための要件に用いるのは、小口貸付金のポートフォリオなどの場合、延滞情報が回収のトリガーおよび主要な決定要因となるためです。この推定は反証可能であるため30日を超える延滞日数をステージ移動の判断基準とする場合には、企業は延滞日数と不履行の確率の著しい増加との関連を分析して決定する必要があります。

② 予想信用損失の見積り

ステージ1の金融商品について測定が求められる「12ヶ月の予想信用損失」とは、報告期間末日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象（default event）によって生じる予想信用損失です。一方、ステージ2またはステージ3の金融商品について測定が求められる「残存期間にわたる予想信用損失」とは、金融商品の残存期間にわたり発生する可能性のあるすべての不履行事象によって生じる予想信用損失です。

予想信用損失は、残存期間にわたるキャッシュの不足額の現在価値と定義されています。キャッシュの不足額とは、契約に従って報告企業に支払われるキャッシュフローと報告企業が回収を予想するキャッシュフローとの差額です。

企業は、予想信用損失の見積りにあたって、様々なアプローチを適用することができますが、以下の事項を両方とも反映しなければなりません。

- ・ 起こりうる結果を評価することにより決定した、偏りが無い、発生確率で加重平均した金額
- ・ 貨幣の時間価値

(i) 発生確率で加重平均した金額

予想信用損失を見積もる際は、最善または最悪のシナリオ

ではなく、起こりうる結果の範囲内での偏りのない発生確率で加重した金額を反映することになります。少なくとも2つのシナリオ（信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性）を常に反映しなければなりません。実務上は、比較的単純なケースを検討すれば十分であり、複数の詳細にわたるシナリオによるシミュレーションが不要となるケースもあります。また、担保付きの金融資産の予想キャッシュフローの見積りには、担保権の行使の可能性が高いか否かに関係なく、担保権の行使によって生じる可能性のあるキャッシュフローから担保の取得および売却のための費用を控除した金額を反映することが要求されています。

(ii) 割引率

貨幣の時間価値を反映するため、予想信用損失は現在価値に割引いて測定されます。割引率は当初認識時に決定され、金融資産の場合、リスクフリー金利と実効金利との間（両端を含む）の合理的な率となります（ローン・コミットメント、金融保証契約の場合は、後述）。IASBは、実務上の複雑性を緩和するために、規定の範囲内の金利の選択を認めています。通常は、リスクフリー金利を用いると予想信用損失の額は大きくなり、実効金利を用いる場合は、その算定は複雑ですが、予想信用損失の額は小さくなります。

(iii) 見積りに用いる情報

企業は、過去の事象、現在の状況、および将来事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予測など、様々な情報を考慮して、予想信用損失を見積る必要があります。本公開草案は、過度なコストおよび労力を要せずに合理的に入手できる情報を考慮することを要求しており、入手可能な情報の例として以下を挙げています。

- ・ 内部の信用損失実績
- ・ 内部および外部格付け
- ・ 他社の信用損失実績
- ・ 外部の報告書および統計データ

本公開草案のもとでは、固有のデータを有していない企業または他の情報源が不足している企業は、比較可能な金融商品の同等のグループの実績を用いることができます。

利用する過去のデータは、現在の状況および金融商品の残存期間にわたる将来の状況の予測を反映するために、現在の観察可能なデータに基づいて調整を行う必要があります。

③ FVOCI 資産への予想信用損失モデルの適用

公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的な改訂案」(ED/2012/4)によれば、FVOCI資産は、契約上のキャッシュフローが元本および利息の支払いのみである商品で、契約上のキャッシュフローの回収およびその売却の両方のために管

理することを目的とする事業モデルにおいて保有されている金融資産です。したがって、償却原価の情報と公正価値の情報の両方が重要であり、減損規定については、償却原価で測定される資産と同様に予想信用損失モデルを適用することが求められています。

FVOCIで測定される資産については、予想信用損失に係る引当金勘定は表示されず、予想信用損失の相手勘定はその他の包括利益（OCI）になります。引当金勘定が相手勘定とならないのは、「分類及び測定」の公開草案において、財政状態計算書上、FVOCI資産を公正価値で計上することが規定されているためです。

設例：FVOCIに分類される負債性金融商品 (本公開草案 Example 10より)

公正価値 CU1,000 で債券を購入し、FVOCIに分類。約定金利は5%であり、実効金利も5%と仮定（取引コスト等はないと仮定）。減損の客観的証拠はない。当初認識時にステージ1に該当し、12ヶ月の予想信用損失はCU20である。

	借方	貸方
金融資産－FVOCI分類	CU1,000	
現金		CU1,000
予想信用損失(PL)	CU20	
OCI		CU20

期末の公正価値は市場金利の変動および信用リスクの増大により、CU950に減少。著しい信用リスクの増大ではないと判定。このため、期末でも引き続き12ヶ月の予想信用損失を見積もる。12ヶ月の予想信用損失はCU10増加（つまり、CU20からCU30へ増加）。

	借方	貸方
予想信用損失(PL)	CU10	
OCI	CU40	
金融資産－FVOCI分類		CU50

翌期首、公正価値CU950で売却。OCIから売却損益ヘリサイクル。

	借方	貸方
現金	CU950	
金融資産－FVOCI分類		CU950
売却損失(OCIからリサイクル)	CU20	
OCI		CU20

④ ローン・コミットメント

FVTPLで測定されないローン・コミットメントは、そのコミットメントの発行者が信用を供与するという現在の契約上の債務を有する場合には、本公開草案の適用範囲に含まれます。発行者がローン・コミットメントを解約する権利を有していたとしても、解約を行うために通知期間が必要であれば、発行者は通知期間が終了するまで信用を供与する法的な債務を有していることになります。したがって、そのようなローン・コミットメントは、公開草案の適用範囲に含まれることになります。

現行のIFRSにおいて、ローン・コミットメントの発行者は、信用損失が発生するケースでは、ローン・コミットメントをIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って会計処理します。銀行等の金融機関は、ローン・コミットメントの信用リスクを貸付金等の信用リスクと同じ方法で管理していますが、IFRSにおいてはそれぞれの会計処理が異なるため、銀行にとっての実務上の問題が生じていました。

本公開草案の提案によれば、金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に、単一の減損の規定が適用されます。ほとんどの銀行がリスク管理目的上、債権額および未実行のローン・コミットメントをまとめて検討していることから、銀行のリスク管理の方法とより整合すると考えられます。ただし、銀行が信用リスクの内部管理目的で行う計算方法と本公開草案の特定の規定に基づく計算方法には、相違が生じる可能性もあります。

予想信用損失は、未実行のローン・コミットメントのキャッシュの不足額であり、以下の項目の差額になります。

- ・ ローン・コミットメントの保有者が借入を行った場合に企業に支払われる元本および利息のキャッシュフローの現在価値
- ・ 企業が回収を予想するキャッシュフローの現在価値

ローン・コミットメントの予想信用損失を見積もる場合には、企業は、信用リスクにさらされている契約上の最長期間を考慮し、ローン・コミットメントの残存期間にわたり、その使用率を見積もらなければなりません。この使用率の見積りには不確実性が伴うことになります。

使用する割引率は貨幣の時間価値に関する現時点における市場の評価を反映します。割引引かれるキャッシュの不足額を調整するのではなく、割引率を調整することによってリスクが考慮される場合に限り、キャッシュフローに固有のリスクを割引率に含めます。

⑤ 金融保証契約

IFRS第9号に定義される金融保証契約の定義を満たす保証契約で、FVTPLで会計処理されないものが適用範囲になります。

前述のローン・コミットメントと同様、現行のIFRSの規定では金融保証契約に係る引当金は、IAS第37号「引当金、偶

発負債及び偶発資産」に従って会計処理され、保証履行により資金流出が起きる可能性が高い場合に初めて認識されますが、本公開草案の提案では、ほとんどの金融保証契約について引当金 (provision) を認識しなければならないと考えられます。

予想信用損失は、金融保証契約のキャッシュの不足額であり、以下の項目の差額として計算されます。

- ・ 発生した損失について保有者を補償するための予想支払額
- ・ 保有者、債務者またはその他の当事者からの予想受取額

金融保証契約の予想信用損失を見積もる場合には、企業は、信用リスクにさらされている契約上の最長期間を考慮します。

使用する割引率は貨幣の時間価値に関する現時点における市場の評価を反映します。割引引かれるキャッシュの不足額を調整するのではなく、割引率を調整することによってリスクが考慮される場合に限り、キャッシュフローに固有のリスクを割引率に含めます。

(2) 信用が毀損している購入または自社組成金融資産

本公開草案は、当初認識時において信用が毀損している購入または自社組成金融資産 (purchased or originated credit-impaired, 以下「POCI資産」という) の信用損失に係る引当金の測定および利息収益の認識に関して、原則的アプローチと異なる特別な規定を提案しています。以下の両方の要件を満たす場合に、資産の信用の質は毀損していると判断されます。

- ・ 発生した1つ以上の損失事象の結果としての減損の客観的証拠があること
- ・ その損失事象が見積将来キャッシュフローに影響を及ぼすこと

「減損の客観的証拠」とは、発生した1つ以上の事象で、かつ金融商品の予想将来キャッシュフローに影響を及ぼすものと定義されています。この定義は、金融商品の保有者の知るところとなった以下の事象についての観察可能なデータを含んでいます。

- ・ 発行体または債務者の著しい財政難
- ・ 利息または元本の支払いの不履行または延滞などの契約違反
- ・ 借手の財政難に関連した経済的なまたは契約上の理由による、そうでなければ貸手が考えないような、借手への譲歩の供与
- ・ 債務者が破産または財政的再編を行う可能性が高くなったこと
- ・ その金融資産の活発な市場が財政難により消滅したこと
- ・ 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入

当初認識時において、POCI資産について減損損失に係る引当金は計上しません。その代わりに、当初認識時に実効金利を算定する際、残存期間にわたる予想信用損失を見積キャッシュフローに含め、「信用リスクを調整した実効金利」を適用し

て、償却原価、利息収益を計算します。当初認識後は、残存期間にわたる予想信用損失の変動を、減損に係る利得または損失として純損益に計上し、対応する引当金残高を増減させます。

当初認識後に減損の客観的証拠がなくなった場合においても、引き続き残存期間にわたる予想信用損失の累積変動に基づき引当計上が行われます。原則的アプローチのようなステージ移動はありません。

(3) 売掛債権およびリース債権に関する簡素化アプローチ

本公開草案では、売掛債権およびリース債権について、図表5のような簡素化アプローチを提案しています。

図表5 売掛債権およびリース債権に関する簡素化アプローチ

金融資産の種類	信用損失引当金の測定
重要な財務要素を含まない売掛債権	残存期間にわたる予想信用損失
重要な財務要素を含む売掛債権 リース債権	以下のいずれかの予想信用損失に係る引当金を測定することを、会計方針として選択する。 ・原則的アプローチに従う予想信用損失 ・残存期間にわたる予想信用損失 企業は、選択した会計方針をそれらの金融資産すべてに適用しなければならない。ただし、企業は、売掛債権とリース債権について、それぞれ別の会計方針を選択して適用することができる。

本公開草案では、「重要な財務要素」という用語を定義していませんが、「重要な財務要素」は、収益に関する改訂公開草案に従った「重要な財務要素」になります。

売掛債権の予想信用損失の測定にあたっては、引当金マトリクス（期日の経過日数に応じて一定の引当率を定めたもの）の利用という実務上の便法も認められます。

4. 条件変更

契約条件の変更に際しては、その変更が金融資産の認識の中止と新たな金融資産の認識とはならない場合でも、企業は変更後の契約上のキャッシュフローを当初の実効金利で割り引くことによってグロスの帳簿価額を再計算し、再計算前の帳簿価額との差額を条件変更損益として純損益に計上することが提案されています。

5. 直接減額

本公開草案は、金融資産が回復することを合理的に予想で

きない場合、金融資産のグロスの帳簿価額を減額することを要求しています。直接減額は、認識の中止をもたらす事象となります。直接減額される金額は損失に係る引当金に反映されているため、直接減額が純損益に影響を及ぼすことはありませんが、本公開草案は、グロスの帳簿価額を忠実に表わすことおよび開示規定のために、「直接減額」の定義が必要であるとしています。

6. 利息収益の認識

利息収益は実効金利法で算定されますが、詳細な計算方法は、以下に記載した区分ごとに異なります。

- ・「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」
⇒信用リスクを調整した実効金利×金融資産の償却原価
- ・「信用が毀損している購入または自社組成金融資産」ではないが、当初認識後の報告期間末日において、減損の客観的な証拠が存在する金融資産（前述ステージ3の金融資産）
⇒実効金利×金融資産の償却原価
- ・上記2つに該当しないその他のすべての金融資産（ステージ1およびステージ2の金融資産）
⇒実効金利×金融資産のグロスの帳簿価額

7. 表示

財政状態計算書上、償却原価で測定される資産、売掛債権およびリース債権については予想信用損失に係る引当金（allowance）、ローン・コミットメントおよび金融保証については、引当金（provision）勘定の変動として、信用状況が示されます。FVOCIで測定される負債性金融資産については、減損累計額または損失評価引当金を財政状態計算書に表示することを禁止しており、予想信用損失はその帳簿価額に反映されます。

企業は、包括利益計算書上、利息収益を個別の項目として表示します。また、減損損失（すなわち、引当金繰入額）も個別の項目として表示します。

8. 開示

本公開草案においては、財務諸表利用者が予想信用損失の見積りおよび金融資産の信用リスクの悪化と改善の影響を理解できるようにするための様々な開示（ステージ毎の帳簿価額と引当金の調整表、予想信用損失の測定方法、インプットおよび仮定、担保に関する情報、リスク特性に分けた開示など）が規定されています。これらの規定を満たすために、本公開草案は、企業に以下の項目を検討するよう要求しています。

- ・開示規定を満たすために必要な情報の詳細度
- ・それぞれの規定の重要度

- ・ 適切な集約レベルまたは分割レベル
- ・ 財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な情報を必要とするか否か

企業の他の報告書等における開示によって、本公開草案が要求する開示が充足される場合には、企業は、他の開示への相互参照を行うことが認められています。

簡素化アプローチを適用して、残存期間にわたる予想信用損失に係る引当金を認識する売掛債権またはリース債権については、一部の開示は不要となります。

Ⅲ 発効日および経過措置

IASBは、これまでに、IFRS第9号の限定的な改訂、2013年第3四半期に公表予定である一般的なヘッジ会計に関する規定および信用損失に関する規定を含む、IFRS第9号（完全版）を、2015年1月1日以降に開始する会計年度から適用することを暫定的に合意していますが、本公開草案では、適用日についての提案はされておらず、規定の導入に係る期間についてコメントを募集しています。

本公開草案は、規定についてIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを求めています。以下の移行措置に係る規定を提案しています。

- ・ 企業が既存の金融商品に本規定を初めて適用する日に、金融商品の当初認識時の信用リスクの決定に過度のコストまたは労力を要する場合には、予想信用損失に係る引当金は、その金融商品の認識が中止されるまで、各報告期間末日において信用リスクが低いかなにかにのみ基づいて判断しなければならない。
- ・ 企業は、比較期間の再表示を行う必要はない。ただし、企業が過去の時点で明らかではなかった事実や状況に基づく判断を含むことなく、過去に入手できていた情報に基づき予想信用損失を測定できる場合には、比較期間の再表示を行うことができる。

Ⅳ 日本企業への影響

事業会社については、短期の売掛債権への影響はそれほど重大でないと考えられます。一方、銀行業等金融機関にとっては、信用リスクは与信業務における最も重要なリスク要素であり、提案されている予想信用損失モデルは銀行の信用管理システムおよびプロセスに広範囲にわたる影響を及ぼすことが予想されます。

実務への適用上の論点を図表6にまとめます。

図表6 日本の実務への適用上の論点

ステージの移動	<ul style="list-style-type: none"> 「著しい信用リスクの増加」の定義はない。著しい信用リスクの増加について、不履行の可能性のどの程度の変化と定義付けるかがポイントとなる。 企業の信用リスク管理システムやプロセスの高度化のレベルにより、ステージ移動の基準が異なる可能性がある。 金融機関の信用リスク管理は借手の信用の質を表す債務者区分や内部格付けに基づき行われており、当初認識時の信用リスクからの変動に応じてステージが異動する本公開草案が提案する方法とは必ずしも対応しない。 「著しい信用リスクの増加」に該当する延滞期間を、30日を超える日数とする場合には、不履行の確率の変化との関連性を検討する必要がある。
予想信用損失の測定	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事象、現在の状況、および将来事象や経済状況に関する合理的で裏付け可能な予想に関する情報を用いるが、過去実績は必ず現在の状況および将来事象や経済状況に関する予想を反映するようにアップデートする必要がある。 予想信用損失は、将来予想キャッシュフローを割引いて算定しなければならない。割引に用いられる率は、リスクフリー金利と実効金利の間（両端を含む）の金利で選択することができる。 規制対応や内部管理で使用しているPD（Probability of default、デフォルト確率）、LGD（Loss given default、デフォルト時損失率）を使用することが考えられるが、一定の調整が必要なケースも想定される。 担保価値が貸付金残高を上回る場合の引当金の計上は不要であるが、その場合貸付金のグロスの帳簿価額について、開示が求められる。
利息収益の認識	<ul style="list-style-type: none"> 償却原価で測定する資産の利息収益は、実効金利法を用いて算定するため、日本基準において、償却原価法を適用する場合に定額法によっている場合には、実効金利法への調整が必要である。 日本基準では、一般にアップフロントフィーや取引費用等は取得原価に含めないため、IFRSにおける実効金利の算定において、手数料、ポイント、取引コストを考慮する必要がある。 未収利息不計上の考え方はないため、減損後も実効金利による利息計上が必要となる。
POCI 資産	<p>日本基準においても、購入不良債権について、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュフローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する、と規定されているが、取得価額の大部分が信用リスクからなる場合に、重要性の観点から償却原価法を適用しないことも認められるため、この処理を行っている場合には、留意が必要である。</p>
契約の条件変更	<p>契約の条件変更に関して、日本基準において明確な会計処理の規定はないが、信用リスクが要因となる条件変更は通常貸倒引当金の算定において考慮される。IFRSでは、その理由の如何にかかわらず、条件変更の内容・程度により従来の債権の認識の中止と処理される場合がある。本公開草案の提案により、条件変更が金融資産の認識の中止と新たな資産の認識とはならない場合でも、条件変更損益を認識する対象となる点に留意が必要である。</p>
FVOCI 資産	<p>日本基準では、その他の有価証券に区分される時価のある債券は、時価が著しく下落した場合（回復する見込みがあると認められる場合を除く）、減損処理を行わなければならない。本公開草案を適用する場合には、公正価値が帳簿価額を上回っていても、信用の質の変動に応じて信用損失が認識されるため、債券の信用状態をモニターしなければならない。また、信用損失の見積りの変更は純損益に計上しなければならない。</p>
ローン・コミットメント	<p>予想信用損失の算定にあたっては、ローン・コミットメントの残存期間にわたり、その使用率を見積ることになるが、その見積りには不確実性が伴う。</p>
金融保証契約	<p>日本基準においても、債務保証損失引当金は保証履行により損失を蒙る可能性が高くなった場合に計上される。本公開草案の提案では、ほとんどの金融保証契約について引当金を認識しなければならない。</p> <p>銀行の貸借対照表では、保証債務額を「支払承諾」として負債に、「支払承諾見返」として資産にグロスアップした上で、支払承諾見返については貸倒引当金の計上対象となる。本公開草案の提案は、銀行のリスク管理と整合するが、引当金額の算定方法については変更が予想される。</p>
開示	<p>企業の信用リスク管理方法を反映した予想信用損失が計上されるため、比較可能性を確保すべく、財務数値の基礎となる予想信用損失の見積り方法やインプットに関する情報の開示が要求される。</p> <p>情報収集に労力を要することになる新たな開示が導入されている。</p>

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS 本部
TEL : 03-3548-5112 (代表電話)
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.